令和６年度　日見中学校の生徒心得（検討案）

学校生活の基礎は、生徒の秩序ある自主的活動によるものである。本心得は、校訓「感動・創造・協調」及び教育方針に則り、日見中学校の一員としての自覚と自他の心身の安全や名誉を守り、健康を害することのないように努め、卒業後の社会的適応や自立を目的とした指針として定めるものである。

１．登校下校

(1)８時０５分までに教室に入室し、８時１５分から朝の活動を始める。
(2)登下校は寄り道、買い食いは絶対しない。
(3)完全下校及び部活動への移動は、原則として帰りの短学活終了後１５分以内とする。放課後、校舎内に残るときは、学校（担任又は学年の先生）の許可を受ける。

２．校内生活

(1)欠席・遅刻は、保護者が連絡する（テトル【８：１０まで】または電話【７：３０～８：１５まで】にて）。また、遅刻をした場合は、職員室で遅刻届を記入する。早退の場合は担任の先生に許可を得る。
(2)登校後は原則として外出は許可しない。
(3)職員室の出入りは、入り口緑色のラインまでは許可をする。

３．所持品

(1)学習に不要な物は持ってこない。
(2)所持品には必ず、学年・組・名前を記入する。
(3)所持する必要の生じた金銭や貴重品は、登校したら担任の先生に朝のうちに預ける。
(4)通学かばんは指定されたものを使用する。また、不必要な物をつけない。（目印として１つまで、こぶし大）
(5)補助バックは指定のものを使用する。特別な場合以外は補助バックだけの登校はしない。
(6)カッター、ハサミは持ってこない（職員室の貸し出し用を使用する）

４．学習

(1)始業２分前（テスト時は５分前）には自分の席に着き、授業の準備をして私語をせず、落ち着いた状態で始業を待つ。
(2)入室が遅れたとき、授業中退室の必要が生じたときは、先生に理由を述べ、許可を受ける。
(3)学習道具の貸し借りはしない。

５．服装・容姿　ＴＰＯに応じた服装・容姿を心掛け、人間性豊かな自己の確立に努める。

(1)学校指定の標準服を着用する。特殊なもの、加工したものは禁止する。
　学生服：ズボン　　→標準マーク入りとする。
　セーラー服：スカート→丈は膝が隠れる程度とする。

(2)制服・体操服・ジャージ（部活動着も含む）は正しい着方をする。
　★シャツはズボンの中に入れる。ズボンを下げない。
　★学生服の第１ボタンはきちんと留める。式典の際はホックもきちんと留める。
(3)校内の制服着用時は、名札を左胸のポケットの上につけ、はずさない。
(4)下履き（通学靴）は白地・白ラインのひも付きの運動に適した運動靴を利用し、ローカットとする。かかとを踏みつけないで正しくはく。
(5)靴下は白、黒を着用する（ワンポイントまで認める）。
　スニーカーソックスは着用しない（自然な状態でくるぶしが隠れるものとする）。
(6)下着は白色を原則として、単色で派手でないもの（グレーやベージュなど）を着用する。体操服を下着替わりとして着用しない。
(7)ベルトは、黒・紺・茶色を基準とし、３cm前後の幅のものを用いる。
(8)髪型
　★パーマ（ストレートも含む）、染色、脱色、そりこみ、カールドライヤー、アイロンなどによる変形はしない。整髪料、香水などの使用も禁止する。
　★前髪は、目にかからないようにする。それ以上の長さの場合は、ピンで止める。ピンは５ｃｍ以内とし、色は黒とする。
　★後ろ髪は、制服の襟にかからないようにする。それ以上の長さの場合は、後ろ下方で、１・２箇所の低いところで、黒・茶・紺のゴムで結ぶ。
　★リボン・髪飾りなどは使用しない。
(9)眉をそったり、抜いたりしない。（眉をいじらない。）
(10)色付きにおい付きリップクリーム、マニキュア、化粧品の使用は禁止する。
(11)学生服の冬服の下は、白のカッターシャツを着用する。
(12)夏服、合服、冬服、防寒着の着用については、季節や個人の健康状態に合わせて判断する。（学校行事等では、別に学校から支持する場合がある）
(13)防寒着については、使用する季節の前に、別途確認をする。
(14)制汗シートについては無香料とする。（部活動においても同様）
(15)異装については、学校の許可を受ける。

６．家庭での留意事項

(1)帰宅時間は４月～９月は午後７時、１０月～３月は午後６時を標準とする。
(2)外泊は保護者同伴とする。